④　別表11―１の担保権の被担保債権の弁済が完了したときは、同表の担保権は消滅する。この場合、担保権者は速やかに当該担保権の抹消登記手続をするものとし、管財人から要請があった後２週間以内に、当該担保権の抹消登記手続に必要な一切の書類を管財人に対し交付する。

２　リースに係る担保権

①　別表11―１記載のリースに係る担保権は、更生計画認可決定日以後も、同表の「新しい債権額」欄記載の額で存続する。

②　別表11―１記載のリースに係る担保権は、第３章第９節の定めに基づき弁済が完了するときに消滅する。更生会社は、リース期間が満了するまでリースに係る担保権の目的である物件（以下「リース物件」という。）の使用を継続することができる。

なお、弁済が完了した日以降、管財人（更生手続の終結後は更生会社。以下、本項において同じ。）は、当該担保権者に対して、当該リース物件の所有権放棄を求めるか、当該担保権者の責任と費用負担（リース物件を設置する前の原状に回復する費用を含む。）において当該リース物件を引き揚げることを求めることができる。

管財人が当該担保権者に対してリース物件の所有権の放棄を求めようとするときは、管財人は書面で当該担保権者に請求することとし、書面の発信から１か月以内に当該担保権者から不同意の意思表示がなされないときは、当該担保権者は同意したものとみなす。リース物件について当該担保権者の所有権の放棄がなされないときは、当該リース物件の所有権者は、管財人の請求に従い、その責任と費用負担（リース物件を設置する前の原状に回復する費用を含む。）において当該リース物件を引き揚げなければならない。

第２　存続しない担保権

１　別表11―１以外の担保権は、更生計画認可決定の確定と同時に消滅する。

２　【別表11―２存続しない更生担保権一覧表】記載の担保権者のうち登記されている担保権の担保権者は、同表記載の担保権につき、管財人から書面による要請があった後２週間以内に、当該担保権の抹消登記手続に必要な一切の書類を管財人に対し交付する。

第３　新たに設定する担保権

別表８―３記載の集合物動産譲渡担保権が消滅することに伴う担保転換として、同担保権の権利者のため、【別表11―３新たに設定する担保権一覧表】記載の「新しい債権額」を被担保債権額として同表記載の集合物動産譲渡担保権を設定する。

第４　火災保険

１　更生会社が別表11―１記載の担保権の目的欄記載の工場財団組成物件及び建物を目的として更生計画認可時に締結している火災保険契約は、保険期間満了後も順次更新し、その火災保険金請求権に質権を取得している担保権者のうち、上記物件を目的とする更生担保権を有する者に対しては、更新の都度、同一内容の質権を設定する。

２　更生会社が別表記載の工場財団組成物件及び建物について保険事故が発生した場合、保険会社より支払われるべき保険金額の1000万円を超えない部分については、担保権者は、更生会社がその保険金を罹災設備建物資材の復旧等事業の継続に必要な範囲において受領し使用することを承認しなければならない。

３　前記１記載の保険金質権は、火災保険契約の目的である物件を目的とする更生担保権者の担保権が消滅したときに消滅する。

第２節　登記等の費用

本章による登記手続に要する登録免許税等の費用は、更生会社が負担する。

第６章　弁済資金の調達方法

更生担保権、一般更生債権の弁済資金は、主として、保有する現預金及び営業収益金、所有資産処分による売得金、新株払込金、その他必要な場合に裁判所の許可を得て行う借入金等をもってこれに充てる。

更生会社の営業活動から生じる収益の予想については、【別表５事業損益計画表】記載のとおりであり、弁済資金計画は【別表６弁済資金計画表】記載のとおりである。

第７章　共益債権の弁済

１　更生手続開始決定日から基準日（平成23年２月28日）までに支払った共益債権及び基準日現在の未払共益債権は、【別表13共益債権支払実績及び未払残高表】記載のとおりである。

２　未払共益債権及び基準日の翌日から更生手続終結までの間に生じる共益債権は、営業収益金その他をもって随時弁済する。

第８章　予想超過収益金の使途

予想超過収益金が生じた場合は、更生計画の遂行上必要欠くべからざる運転資金及び必要設備の投資等に充て、さらに余裕があるとき又はその他の事情により繰上弁済が適当と考えられるときは、裁判所の許可を得て更生担保権及び一般更生債権の繰上弁済に充てる。

繰上弁済の方法は、更生担保権の最終弁済期である平成38年３月末日から遡って、各年につき、更生担保権、一般更生債権の順に弁済する。

第９章　知れている開始後債権の内容

知れている開始後債権は存在しない。

第10章　株主の権利の変更

第１節　資本金の額の減少等

更生会社の資本金の額を次のとおり減少する。

１　減少すべき資本金の額　金３億円

２　全株式の取得と消却

更生会社の発行済株式全部（普通株式6000株）を下記４記載の時期に無償で取得し、その全部を消却する。

３　株券の提出

消却される株式を有する者は、更生計画認可決定日から３か月を経過する日の属する月の末日までに、株券を管財人（更生会社の本店：静岡市清水区三保491番地の１）宛に提出するものとする。

４　全株式の取得の効力

上記２記載の全株式の取得の効力が発生する時期は、本章第２節の定めに基づいて発行される募集株式の発行に係る払込みがなされた日とする。資本減少の効力が発生した場合、前項の期間内に提出されなかった株券は当然に失効する。

第２節　募集株式の発行

１　募集株式の発行

更生会社は、次のとおり新たに払込みを受けて募集株式を発行する。

⑴　募集株式の内容は次のとおりとする。

募集株式の種類　普通株式
募集株式の数　３株
一株の払込価額　１万円

⑵　募集株式の払込期日は、更生計画認可決定日から３か月を経過する日の属する月の末日とする。ただし、管財人は、募集株式の割り当てを受けた者の同意があるときは、裁判所の許可を得て、更生計画認可決定確定日以後の任意の日を払込期日とすることができる。

⑶　増加する資本金の額は３万円とする。

⑷　募集株式は次のとおり割り当てる。

１株　飛鷹　昌仁（管財人）
１株　青島　伸雄（管財人）
１株　秋山　和幸（管財人）

２　配当の制限

株主に対する配当は、更生手続中は行わない。

第11章　定款の変更

更生会社の定款を【別表14定款変更表】記載のとおり変更する。

なお、定款第６条（発行可能株式総数）の変更の効力は、更生計画による募集株式の発行の効力が発生したときに生じる。